

請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ國民勤勞報國隊

ニ依ル協力ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長(市町村長ニ準ズ

ベキモノヲ含ム以下同ジ)其ノ他ノ團體ノ長又ハ

學校長ニ對シ協力ヲ受クベキ者 作業ノ種類 協

力ヲ爲スベキ場所及期間並ニ所要人員數其ノ他必

要ナル事項ヲ指定シテ國民勤勞報國隊ニ依ル協力

ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第十四條 第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナ

ル措置ヲ命ズル場合ノ學校存學者ノ國民勤勞報國

隊ニ依ル協力ニ關シテハ第五條第六條及前二條中

厚生大臣トアルハ文部大臣及厚生大臣トシ地方長

官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監及東京府知

事トス

工場法戰時特例の公布

工場法戰時特例の公布

決戦段階下國民勞力の總動員の要請に即應すべき工場法の戰時特例に關する件は昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

工場法戰時特例

(昭和十八年六月十五日勅令第五百號)

第一條 戰時行政特例法ニ基ク工場法ノ特例ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 工場法第三條、第四條及第七條ノ規定ハ厚生

大臣ノ指定スル工場ニ之ヲ適用セズ

前項ノ指定ハ指定スベキ工場ノ工業主ニ對スル通知

ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 工業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許

可ヲ受ケ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ工場法第九

條、第十條及第十一條第二項ノ規定ニ拘ラズ同法第

十一條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル義務ニ

就カシムルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第二條第一

項ノ工場ノ工業主ニ對シ同條ノ規定實施ノ爲勤勞管

理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條 工場法第十九條及第二十五條ノ規定ハ本令又

ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場法戰時特例施行規則の公布

工場法戰時特例施行規則の公布

工場法戰時特例施行規則は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

工場法戰時特例施行規則

(昭和十八年六月十六日厚生省令第十八號)

第一條 工場法戰時特例(以下令ト稱ス)第二條ノ規定

ニ依リ重要事業場勞務管理令第二條ノ規定ニ依リ指

定シタル工場ヲ指定ス

第二條 令第二條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ依リ指定

ヲ受ケタル工場ノ工業主ハ其ノ旨職工ニ周知セシム

ベシ

第三條 令第三條ノ許可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項

ヲ記載スベシ

一 工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

二 工場主ノ氏名及住所(法人タル工業主ニ在リテ

ハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏

名)

三 常時使用スル男女別、十六歳以上十六歳未満ノ

年齢別職工數

四 許可ヲ受ケ就業セシメントスル業務

五 許可ヲ受ケ就業セシメントスル男女別職工數

六 許可ヲ受ケントスル理由

第四條 令第三條中行政官廳トアルハ地方長官 令第

四條中行政官廳トアルハ第一條ノ工場ニ在リテハ厚

生大臣、其ノ他ノ工場ニ在リテハ地方長官トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場法施行規則中改正の件公布

工場法施行規則中改正の件公布

工場法施行規則中改正の件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

工場法施行規則中改正ノ件

(昭和十八年六月十六日厚生省令第十九號)

第五條第三號中「汽罐」ノ下ニ「汽罐取締令第四條各號

ノ一該當スルモノヲ除ク」ヲ、第四號中「電動機」ノ下

ニ「七キロワット以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、同號中

「發電機ノ抵抗器」ヲ削リ、第五號中「鋸機」ノ下ニ「鋸

ノ直徑二十五種以下ノ圓鋸機及卓上帶鋸機ニシテ鋸ノ

幅三十八耗以下ノモノヲ除ク」ヲ加ヘ、第六號及第七

號ヲ削ル

第六條第五號 削除

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正五年八月農商務省令第十九號工場法施行規則抄録

第五條 工場法第九條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

六 危険ナル齒輪、調帶車、勢輪、調帶、調索ニ

シテ完全ナル柵圍其ノ他危険豫防裝置ナキモノ又ハ之ニ進スヘキモノニ接近シテ行フ業務

七 完全ナル柵圍其ノ他ノ危険豫防裝置ナキ車軌

道、足場其ノ他之ニ進スヘキ場所ニ於ケル業務

第六條 工場法第十條ニ掲クル業務ノ範圍左ノ如シ

五 金屬、鑛物、土石、骨、角、襪襖、獸毛、棉、麻、糞等ノ塵埃、粉末ヲ著シク飛散スル場所ニ於ケル業務

鑛夫就業扶助規則の特例に關する件

公布

上掲工場法の戰時特例に關する勅令とその趣旨を同じくする鑛夫就業扶助規則の特例に關する件は、昭和十八年六月十六日付官報を以て左の如く公布せられた。

鑛夫就業扶助規則ノ特例ニ關スル

件 (昭和十八年六月十六日厚生省令第二十二號)

第一條 石炭ヲ目的トスル鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ鑛夫就業扶助規則(以下規則ト稱ス)第五條及第六條ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延長シ、規則第七條ノ規定ニ拘ラズ十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ、規則第九條ノ規定ニ拘ラズ休憩時間ヲ短縮シ又ハ規則第十條ノ規定ニ拘ラズ休日ヲ廢ス

ルコトヲ得

第二條 鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ規則第十一條ノ二ノ規定ニ拘ラズ石炭坑ニ付テハ

十六歳未満ノ男子ニシテ國民學校高等科ノ課程又ハ之ト同等以上ト認メラレタル課程ヲ修了シタルモノ及二十歳以上ノ女子(妊娠中ノ者ヲ除ク)ヲ、其ノ他ノ鑛山ニ付テハ二十五歳以上ノ女子(妊娠中ノ者ヲ除ク)ヲシテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得

第三條 鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ規則第十二條及第十三條ノ規定ニ拘ラズ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ規則第十二條及第十三條各號ノ業務ニ就カシムルコトヲ得

第四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前各條ノ鑛業權者ニ對シ前各條ノ規定實施ノ爲勤勞管理ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五條 鑛業權者第二條ノ規定ニ依リ十六歳未満ノ男子又ハ二十歳以上若ハ二十五歳以上ノ女子ヲ坑内ニ於テ就業セシメントスルトキハ醫師ヲシテ其ノ者ノ健康診斷ヲ爲サシムベシ但シ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ヲ受ケ三月ヲ經過セザル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 鑛業權者ニ毎年少クトモ二回醫師ヲシテ第二條ノ規定ニ依リ坑内ニ於テ就業スル十六歳未満ノ男子又ハ二十歳以上若ハ二十五歳以上ノ女子ノ健康診斷ヲ爲サシムベシ

其ノ年ニ於テ前條ノ規定ニ依ル健康診斷又ハ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ受ケタル回数ニ應ジ前項ノ規定ニ依ル健康診斷ハ之ヲ爲サシメザルコトヲ得

第七條 前二條ノ健康診斷ニ於テハ左ノ項目ニ付計測

又ハ検査ヲ行フベシ

一 體重

二 視力、聽力

三 感覺器、呼吸器、循環器、消化器、神經系其ノ他ノ臨床醫學的検査

四 「ツベルクリン」皮内反應検査

前項第四號ノ検査ハ其ノ反應陽性ナルコト明カナル者ニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第一項ノ検査ニ依リ醫師ニ於テ必要ト認ムル者ニ付テハ「エックス」線検査、赤血球沈降速度検査及喀痰検査ヲ行フベシ

第八條 鑛業權者第五條又ハ第六條ノ規定ニ依ル健康診斷ヲ爲サシメタルトキハ健康診斷ノ結果ニ關スル記録ヲ作成スベシ

第六條第二項ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ爲サシメザリシ場合ニ於テハ鑛業權者ハ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ノ結果ニ關スル記録ノ寫ヲ作成スベシ

第二項ノ規定ニ依ル健康診斷ノ結果ニ關スル記録又ハ厚生大臣ノ指定スル健康診斷ノ結果ニ關スル記録ノ寫ハ三年間之ヲ保存スベシ

第九條 鑛業權者ハ第五條又ハ第六條ノ健康診斷ノ結果注意ヲ要スト認メラレタル者ニ付テハ醫師ノ意見ヲ徵シ療養ノ指示、就業ノ場所又ハ業務ノ轉換、就業時間ノ短縮、休憩時間ノ増加、健康状態ノ監視其ノ他健康保護上必要ナル處置ヲ執ルベシ

第十條 鑛業權者ハ毎年一回第六條ノ規定ニ依ル健康診斷ノ結果ヲ別記様式ニ依リ鑛山監督局長ニ報告スベシ